

3

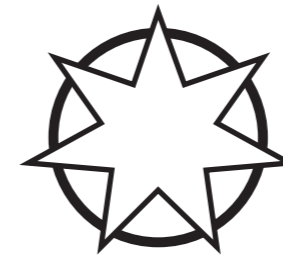
青森市総合計画

資料編



青森市のシンボル

市章



この市章は、青森を象徴するため、青の字を模擬したもので、円は青の字の月を意味し、星の七つの突角は、青の字の月を除いた部分で北斗七星になぞらえ、本市は本州の北端である意を図案化したものです。

2005（平成17）年4月27日制定

市旗



この市旗は、旗面に青森を象徴する青森市章を配し、清潔な市民を表す白色を地の色に、星の部分には豊かな自然の「緑色」を、周りの輪の部分には陸奥湾の海の「青色」を配色し、全体的に豊かな自然あふれる青森市を象徴したものです。

2005（平成17）年4月27日制定

青森市の木・花・鳥・昆虫



あもりとどまつ

アオモリの名が木の名前として採用されているのは大変珍しく、市を象徴するのにふさわしい、四季を通じて美しい常緑樹です。



はまなすの花

昔は合浦公園の浜辺に群生していました。今は市内のあちらこちらに植栽され、市民に親しまれています。多くの歌や詩に詠まれるなど、花が大変美しく、可憐で匂いもよく、赤い実がさらに美しさを醸し出しています。



ふくろう

浪岡地区のりんご園を中心に生息し、大切に守られている貴重な鳥です。世界各国で幸せを呼ぶ鳥として親しまれています。



ホタル

細越地区や吉野田地区などに生息し、大切に守られている貴重な昆虫です。豊かな自然の象徴であり、昔から人々に親しまれています。

2005（平成17）年4月27日指定

青森市総合計画審議会条例

(平成17年6月30日 青森市条例第235号)

(趣旨)

第一条 この条例は、青森市総合計画審議会の設置、組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 青森市の総合的なまちづくりに関する計画及び市政振興に関する事項(以下「総合計画等」という。)について、調査及び審議するため、青森市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第三条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画等について調査及び審議し、その結果を答申する。
 2 審議会は、総合計画等について必要があると認めるときは、市長に意見を具申することができる。

(組織等)

第四条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。
 一 学識経験を有する者
 二 その他市長が必要と認める者
 2 委員は、当該諮問に係る調査及び審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
 3 市長は、委員が心身の故障その他の理由により、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認めるときは、これを解嘱することができる。

(会長)

第五条 審議会に会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。
 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。
 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

青森市総合計画策定要領

(平成30年2月21日 決定)

第1 策定の趣旨

本市の総合計画は、平成23年2月に策定した「青森市新総合計画―元気都市あおり市民ビジョン―」の計画期間が平成32年度までであり、現在、後期基本計画の2年目となっているものの、3つの緊急課題に一定の方向性が見られ、本市が抱える真の緊急課題である人口減少へ立ち向かうための新たなまちづくりとして多極型の「コンパクト・プラス・ネットワーク」へまちづくりの方針が大きく転換したことを踏まえ、新たなまちづくりの指針が必要であるため、その「新たなまちづくり」の基本となる総合計画を策定する。

第2 策定の基本的方針

本市において総合的かつ計画的な行政運営を図るため、次の方針のもと、本市のまちづくりの最上位の指針として青森市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定する。
 (1) 概ね10年後を展望したものとす。
 (2) 社会経済情勢の変化に的確に対応したものとす。
 (3) 土地利用の方向性を含むものとす。
 (4) 国、県計画等との整合性を考慮するものとす。
 (5) 市議会との連携を図るとともに、市民の意見を反映したものとす。

第3 総合計画の構成、期間等

(1) 基本構想
 平成31年度を初年度とし、目標年次を10年後の平成40年度に置き、本市の目指すべき将来像を描くこととする。
 (2) 基本計画
 基本構想に掲げた将来像を実現するための具体的な取組を取りまとめ、計画期間は、前期5年(平成31～35年度)、後期5年(平成36～40年度)の10年間とする。

第4 策定体制

(1) 審議会
 ① 青森市総合計画審議会(以下「審議会」という。)
 青森市総合計画審議会条例に基づき、市長が委嘱する委員で組織し、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関し必要な事項を調査・審議し、市長に答申する。
 ② 青森市総合計画審議会分科会(以下「分科会」という。)
 審議会に第1分科会、第2分科会、第3分科会、第4分科会及び総括分科会を設置し、各行政分野について専門的に調査・審議及び調整する。
 (2) 市民意見の反映
 市民意識調査、地域説明会、浪岡自治区地域協議会、私の意見提案制度により、総合計画に市民意見を十分に反映させる。

(3) 市議会

総合計画の策定過程において、市議会議員への経過報告及び意見聴取を行う。

(4) 庁内体制

① 庁議

計画案について、庁内の最終的な合意形成を図る。

② 総合計画の円滑な策定のため、庁内に次の組織を設置し、協議検討する。

(ア) 総合計画策定連絡会議(以下「連絡会議」という。)

(組) 〇委員長・副市長

〇副委員長・市民政策部長

〇委員・市長を除く庁議構成員

(所掌事項) 計画案等の協議

(会議) 議長(委員長が必要に応じて招集し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。)

(その他) 連絡会議の構成員は、必要に応じて、審議会等に事務局として参加する。

(イ) 総合計画策定連絡会議幹事会(以下「幹事会」という。)

(組) 〇以下の構成員により、分科会ごとに組織し、それぞれ、

第1幹事会、第2幹事会、第3幹事会、第4幹事会とする。

〇代表幹事：市民政策部次長

〇幹事：各部・機関の事務局の課長(課長を置かない所属は相当職)

〇連絡員：各部・機関の事務局の長が選任するチーム

〇調整員：企画課職員

(所掌事項) 各分科会別の計画案、基礎資料等についての検討、作成

〇調整員：企画課職員

〇連絡員：各部・機関の事務局の長が選任するチーム

〇調整員：企画課職員

(所掌事項) 各分科会別の計画案、基礎資料等についての検討、作成

(会議) 代表幹事が必要に応じて招集することとし、各会議に出席する者については、幹事に限りず、各部・機関の事務局の長が決めることとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

(その他) 〇幹事会の構成員は、必要に応じて、分科会等に事務局として参加する。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

〇委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

青森市総合計画審議会運営要綱

(平成30年3月27日 決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森市総合計画審議会条例(平成17年青森市条例第235号。以下「条例」という。)(第7条の規定に基づき、青森市総合計画審議会(以下「審議会」という。)(の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 審議会は、委員20人程度をもって組織する。

(分科会等の設置)

第3条 審議会に、条例第2条に規定する市の総合的なまちづくりに関する計画(以下「総合計画」という。)(について専門的に調査審議させるため、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の調査審議事項は、当該分科会の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	調査審議事項
第1分科会	産業・雇用に関する事項
第2分科会	子ども・教育・文化・行政経営・市民協働に関する事項
第3分科会	保健衛生・福祉・医療・市民生活に関する事項
第4分科会	都市交通基盤・環境に関する事項

(分科会の委員等)

第4条 前条第1項に規定する分科会の委員は、審議会に属する委員のうちから、審議体会長が条例第6条第1項の会議(以下「審議会会議」という。)(に諮って指名する。
2 前条第1項の表に掲げる分科会ごとに分科会長を置き、当該分科会の委員のうちから、審議体会長が審議会会議に諮って指名する。
3 分科会長は会務を総理し、当該分科会を代表する。

(総括分科会の委員等)

第5条 第3条第2項に規定する総括分科会の委員は、審議体会長及び前条第2項の規定により置かれる分科会長をもって充てる。
2 総括分科会に総括分科会長を置き、審議体会長をもって充てる。
3 総括分科会長は会務を総理し、総括分科会を代表する。

第5 策定期間

総合計画の策定は、この要領決定の日から平成30年度内を目途とする。

第6 その他

(1) 進行管理等

総合計画の策定後の運用及び進行管理等に関し必要な事項は、策定過程において定める。

(2) その他

総合計画の策定過程において、関係する法令改正等があった場合、この要領にかかわらず、柔軟に対応することとする。

(会議)

第6条 分科会及び総括分科会の会議については、条例第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「分科会及び総括分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長及び総括分科会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会並びに分科会及び総括分科会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(失効)

2 この要綱は、条例第4条第2項に規定する委員の解職の日限り、その効力を失う。

策定経過

年 月 日	経 過 内 容
2018 (平成30)年2月21日	青森市総合計画策定要領決定
2018 (平成30)年2月23日	青森市総合計画審議会委員公募要領決定
2018 (平成30)年3月1日～3月23日	青森市総合計画審議会委員公募
2018 (平成30)年3月27日	青森市総合計画審議会運営要綱決定
2018 (平成30)年5月8日	第1回総合計画策定連絡会議
2018 (平成30)年5月9日	青森市総合計画審議会組織会及び第1回総会開催 [諮問] 青森市総合計画審議会第1回各分科会開催
2018 (平成30)年5月14日～5月29日	平成30年度青森市民意識調査実施
2018 (平成30)年7月3日～7月6日	青森市総合計画審議会第2回各分科会開催
2018 (平成30)年7月26日	青森市総合計画審議会第1回総括分科会開催
2018 (平成30)年8月21日～8月22日	青森市総合計画審議会第3回各分科会開催
2018 (平成30)年9月20日	青森市総合計画審議会第2回総括分科会開催
2018 (平成30)年9月30日	青森市総合計画審議会第2回総会開催 青森市総合計画基本構想答申 青森市議会議員へ基本構想答申説明
2018 (平成30)年10月11日	基本構想地域説明会【中部地域】にて意見拝聴
2018 (平成30)年10月12日	基本構想地域説明会【南部地域】にて意見拝聴
2018 (平成30)年10月14日	基本構想地域説明会【東部地域】にて意見拝聴 基本構想地域説明会【浪岡地域】にて意見拝聴
2018 (平成30)年10月15日	基本構想地域説明会【西部地域】にて意見拝聴
2018 (平成30)年10月16日	基本構想地域説明会【北部地域】にて意見拝聴
2018 (平成30)年10月17日	基本構想学生説明会【市内6大学合同】にて意見拝聴
2018 (平成30)年10月24日	基本構想浪岡自治区地域協議会にて意見拝聴
2018 (平成30)年10月31日～11月1日	青森市総合計画審議会第4回各分科会開催
2018 (平成30)年11月19日～11月22日	青森市総合計画審議会第5回各分科会開催
2018 (平成30)年12月21日	青森市総合計画審議会第3回総括分科会開催
2018 (平成30)年12月26日	平成30年第4回青森市議会定例会にて基本構想議決
2018 (平成30)年12月27日	青森市総合計画審議会第3回総会開催 青森市総合計画前期基本計画答申 青森市議会議員へ基本計画答申説明
2018 (平成30)年12月28日～ 2019 (平成31)年1月27日	前期基本計画(素案)に対するわたしの意見提案制度 (パブリックコメント)の実施
2019 (平成31)年1月10日～1月25日	浪岡自治区地域協議会にて前期基本計画(素案)に対する意見拝聴
2019 (平成31)年2月8日	平成30年度第12回定例庁議にて前期基本計画決定



青森市総合計画審議会総会

青森市総合計画審議会委員名簿

(任期・平成30年5月9日～平成30年12月27日)

(敬称略)

分科会	役職	氏名	職業等
—	審議会会長	香 取 薫	公立大学法人青森公立大学学長
第1分科会	分科会長	内 山 清	学校法人青森田中学園青森中央学院大学経営法学部教授
		櫻 田 清 明	(公募)
		奈 良 秀 則	公益社団法人青森観光コンベンション協会会長
		西 秀 記	青森商工会議所副会長
		福 士 修 身	青森市農業委員会会長
第2分科会	分科会長	内 海 隆	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授
		加 川 幸 男	青森市町会連合会会長
		柿 崎 泰 明	一般財団法人青森市体育協会理事長
		加 藤 徳 子	(公募)
		佐 藤 秀 樹	青森市保育連合会会長
第3分科会	分科会長	福 岡 裕美子	公立大学法人青森県立保健大学健康科学部教授
		工 藤 昭	青森市民生委員児童委員協議会会長
		寺 林 直 子	(公募)
		成 田 祥 耕	一般社団法人青森市医師会会長
		前 田 保	社会福祉法人青森市社会福祉協議会会長
第4分科会	分科会長	井 上 隆	学校法人青森山田学園青森大学総合経営学部教授
		大 坂 美 保	特定非営利活動法人青森県防災士会
		木 村 克 己	(公募)
		本 田 明 弘	国立大学法人弘前大学地域戦略研究所所長
		森 内 忠 良	あもりデザイン協会会長

計21名

諮問書

青市企画第53号
平成30年5月9日

青森市総合計画審議会
会長 香取 薫 様

青森市長 小野寺 晃彦

青森市総合計画について（諮問）

この度、本市が抱える真の緊急課題である人口減少へ立ち向かうための新たなまちづくりとして多極型の「コンパクト・プラス・ネットワーク」へまちづくりの方針が大きく転換したことを踏まえ、新たなまちづくりの指針が必要であるため、その「新たなまちづくり」の基本となる総合計画を改定することといたしましたので、貴審議会に下記事項を諮問します。

記

1. 基本構想
2. 基本計画

答申書

答 申 書

平成30年9月30日

青森市長 小野寺 晃彦 様

青森市総合計画審議会
会長 香取 薫

青森市総合計画 基本構想について（答申）

平成30年5月9日に諮問を受けました青森市総合計画の基本構想について、別紙のとおり取りまとめましたので、答申いたします。

答 申 書

平成30年12月27日

青森市長 小野寺 晃彦 様

青森市総合計画審議会
会長 香取 薫

青森市総合計画 前期基本計画について（答申）

平成30年5月9日に諮問を受けました青森市総合計画の前期基本計画について、別紙のとおり取りまとめましたので、答申いたします。

地域説明会・浪岡自治区地域協議会・学生説明会

目的

本市の新たなまちづくりの指針となる総合計画基本構想(素案)がまとまったことから、地域説明会、浪岡自治区地域協議会、学生説明会を開催し、当該基本構想(素案)に対する御意見や御提案等を広く市民の皆様から募集することとしました。

対象案件

青森市総合計画基本構想(素案)

開催期間

平成30年10月11日(木)から平成30年10月24日(水)まで

開催場所

〔地域説明会〕

10月11日(木) 中部地域(中央市民センター) 18:00～ 参加者:20名
 10月12日(金) 南部地域(大野市民センター) 18:00～ 参加者:28名
 10月14日(日) 東部地域(東部市民センター) 14:00～ 参加者:22名
 10月14日(日) 浪岡地域(浪岡中央公民館) 18:00～ 参加者:7名
 10月15日(月) 西部地域(西部市民センター) 18:00～ 参加者:31名
 10月16日(火) 北部地域(北部市民センター) 18:00～ 参加者:19名
 参加者計:127名

〔浪岡自治区地域協議会〕

10月24日(水) 浪岡庁舎2階大会議室 13:30～ 参加者:14名

わたしの意見提案制度(パブリックコメント)

目的

青森市総合計画前期基本計画(素案)がまとまったことから、わたしの意見提案制度(パブリックコメント)を実施し、当該前期基本計画(素案)に対する御意見等を広く市民の皆様から募集することとしました。

対象案件

青森市総合計画前期基本計画(素案)

意見の募集期間

平成30年12月28日(金)から平成31年1月27日(日)まで

意見の募集方法

公表資料を市ホームページに掲載したほか、青森市企画部企画調整課(本庁舎2階)、市民サロン(本庁舎1階)、情報公開コーナー(本庁舎2階)、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース(アウガ1階)、柳川情報コーナー(柳川庁舎1階)、浪岡庁舎閲覧コーナー(1階)、各支所(5箇所)、各市民センター(11箇所)、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館に備え付けました。

また、意見の提出方法は、電子メール、郵送(封書・はがき)、ファックス及び直接持参のいずれかによることとしました。

意見の募集結果と策定した計画の公表

「提出された意見の概要と市の考え方」及び策定しました「青森市総合計画前期基本計画」を、市のホームページに掲載したほか、青森市企画部企画調整課(本庁舎2階)、市民サロン(本庁舎1階)、情報公開コーナー(本庁舎2階)、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース(アウガ1階)、

〔学生説明会〕

10月17日(水) 青森中央学院大学2号館3階アクティブラーニング室

18:00～ 参加者:22名

〈手法〉

総合計画及び基本構想(素案)の概要を説明した後、6つの学生グループによるワークショップ形式で、6つの柱のために実施すべき具体的な取組について議論・発表を行いました。

提出された意見

99件の御意見が出されました。

意見の反映状況

意見の内訳	反映	記述・整理済	実施段階検討	反映困難	その他	計
第1章 基本構想策定の趣旨・背景	1	3	0	0	0	4
第2章 まちづくりの目標	0	1	0	0	1	2
第3章 施策の大綱	4	4	28	0	1	37
第4章 推進体制	0	3	0	0	1	4
その他	0	9	3	0	40	52
計	5	20	31	0	43	99

「反映」…………… 記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
 「記述・整理済」…… 計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
 「実施段階検討」… 計画の実施段階(前期基本計画の策定時を含む)で検討するもの
 「反映困難」……… 反映が困難なもの
 「その他」…………… 上記以外のもの
 ※「その他」のうち、基本構想・基本計画に関連するものは14件、それ以外は29件

意見の反映状況

意見の内訳	反映	記述・整理済	実施段階検討	反映困難	その他	対象外	計
第1章 しごと創り	0	1	1	0	0	0	2
第2章 ひと創り	1	1	1	1	0	0	4
第3章 まち創り	0	0	0	1	0	0	1
第4章 やさしい街	0	0	0	2	0	0	2
第5章 つよい街	0	0	3	0	0	0	3
第6章 かがやく街	0	0	0	0	0	0	0
推進体制	0	1	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	1	0	1
計	1	3	5	4	1	0	14

「反映」…………… 記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
 「記述・整理済」…… 計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
 「実施段階検討」… 計画の実施段階で検討するもの
 「反映困難」……… 反映が困難なもの
 「その他」…………… 上記以外のもの
 「対象事項外」……… 施策の体系外への意見

提出された意見

6名の方及び1団体から14件の御意見をいただきました。

柳川情報コーナー(柳川庁舎1階)、浪岡庁舎閲覧コーナー(1階)、各支所(5箇所)、各市民センター(11箇所)、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館に備え付け、市民の皆様へ縦覧していただきました。

《用語解説について》

この用語解説は、本文に用いた用語のうち、専門用語や意味の分りにくいものについて、一般的な用語の意味だけでなく、前後の文脈の中で、その用語が担っている趣旨を解説する「こと」を目的としています。

《まち創り・〇〇創り」と「まちづくり・〇〇づくり」について》

「青森市総合計画基本構想」の「施策の大綱」で示した6つの柱（＝「青森市総合計画前期基本計画」における「基本政策」）で使用する語句のみ、10年後の将来を展望・創造し、将来のあるべき姿として表す固有名詞のため「〇〇創り（こと）と創り・ひと創り・まち創り（こと）」と、それ以外の語句については、「まちづくり」「環境づくり」「健康づくり」などのように、平仮名の「〇〇づくり」を使用するものとしてしました。

《「やまづくり街・〇〇な街」と「まちづくり街」について》

「〇〇創り」と同様に、将来の青森市を展望し、将来あるべき都市の姿として使用している青森市総合計画基本構想の「施策の大綱」で示した6つの柱（＝「青森市総合計画前期基本計画」における「基本政策」）のみ「街（やさしい街・つよい街・かがやく街）」を使用し、それ以外の語句は「私たちのまち」「住みやすいまち」「まちなか」などのように平仮名の「まち」を使用するものとしてしました。



用語解説

ア行

【IoT】

モノのインターネット (Internet of Things)。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというもの。

【ICT】

情報通信技術 (Information and Communication Technology)。パソコンやスマートフォンなどを活用した「コミュニケーションを行うための技術」。

【アオベジ】

「ケール」などの西洋野菜・筒井赤かぶ」などの伝統野菜など、新たな特産品を育てることを目的に2013（平成25）年度から取り組んでいる「あおもり魅力野菜」の愛称。

【青森県の調査結果】

「子ども子育てに関する調査」(2009（平成21）年3月 青森県)

【青森市ボランティアポイント制度】

地域福祉に貢献したいと思っているかたが活動するきっかけとなるよう、また、高齢者のみなさんの社会参加により、生きがいづくりや介護予防等につなげていただくことを目的とした制度。

【アメリカシロヒトリ】

樹木の葉を食害するガの一種。

【アントレプレナーシップ】

事業創造や新商品開発などに高い創造意欲を持ち、リスクに対しても積極的に挑戦していく姿勢や発想、能力などを指す起業家精神のこと。

【生きる力】

文部科学省の学習指導要領で定める確かな学力（基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力）、豊かな心（自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性）、健やかな体（たくましく生きるための健康や体力）のバランスの取れた力。

【命の道】

平時には暮らしを支え（医療サービス、産業、観光）、災害時には命を守る（避難、救命救急、復旧）という機能を持った道路。

【イノベーション】

技術革新。新機軸。経済成長の原動力となる革新。

【AI】

人工知能。

【AED】

自動体外式除細動器。心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。

「Automated External Defibrillator」の略。

【SNS】

(Social Networking Serviceの略)登録した利用者だけが参加できるインターネットを利用したサービス。

【NPO】

利益を求めめるためではなく、主に公益的な目的の実現のために活動する組織。「Non-Profit Organization」の略。

【温室効果ガス】

二酸化炭素(CO₂)など地球に温室効果をもたらすガス。

力行

【合併処理浄化槽】

生活雑排水やし尿を戸別に処理する浄化槽。



「かんがい水路」

川や湖、池沼などから農地に水を供給する水路。

「管渠(かんぎょ)」

円形の管や箱形の水路も含めて、水を流すために土の中に埋めた水路施設。

「関係人口」

移住でも観光でもなく、地域にルーツをもつがた、過去に転勤など居住の経緯があったがた、まちづくりに参加しているがたなど、地域の人々と多様に関わる地域外の人材のこと。

「がん診療連携推進病院」

専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の整備、患者・住民への相談支援や情報提供などの役割を担う病院として、国が定める指定要件を踏まえて都道府県知事が推薦したものについて、厚生労働大臣が適当と認め、指定した病院である「がん診療連携拠点病院」に準じる診療機能を有する病院として青森県知事が適当と認め、指定した病院。

「基礎的自治体」

地方公共団体である市・町・村の総称。地方自治法第2条第3項では、「基礎的な地方公共団体」として、市町村を包括する広域の地方公共団体である都道府県(地方自治法第2条第5項)に対比される。基礎自治体ともいう。

「キャッシュレス決済」

紙幣と硬貨を使わない決済方法。

関係が世界的規模で広がっていくこと。

「ゲートキーパー」

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。

「健康寿命」

人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

「公営企業会計」

民間企業と同様に発生主義・複式簿記を採用し、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等の財務諸表を作成する会計方式。

「公共用水域」

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい水路、その他公共の用に供される水域や水路のこと。ただし、下水道は除く。

「合計特殊出生率」

15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数。

「交通インフラ」

道路、高速道路、港湾、空港といった社会の基盤となる交通関連の施設等。

「GAP」

(Good Agricultural Practiceの略)農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

「救急告示病院」

救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する病院で、都道府県知事が認定・告示したもの。

「急性期病院」

急性疾患や慢性疾患の急性増悪などで緊急・重症な状態にある患者に対して入院・手術・検査など高度で専門的な医療を提供する病院。

「居住誘導区域」

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

「国の調査結果」

「人口減少社会に関する意識調査」(2015(平成27)年10月厚生労働省)

「グリーンツーリズム」

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動。

「グローバル化」

これまでの国の枠を越えて、生活や経済活動における相互

「高齢化率」

総人口に占める65歳以上人口の割合。

「国際会議観光都市」

「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(コンベンション法)」に基づき、コンベンションの振興に適すると観光庁長官が認定した都市。

「国民スポーツ大会」

国民体育大会(国体)の新たな名称。2023(令和5)年に開催される大会から採用される。

サ行

「再生可能エネルギー」

半永久的に利用可能な太陽エネルギーや水力・風力・地熱などのエネルギー。

「在宅療養支援病院」

在宅で療養を行い、通院が困難な患者の居住地に24時間往診及び訪問看護が可能な体制を確保した上で、緊急時に在宅で療養を行っている患者が直ちに入院できるなど、必要に応じた医療・看護を提供できる病院のこと。

「サテライトオフィス」

企業の本拠地から地理的に離れた場所に設置されたオフィス。



〔産学金官連携〕

民間企業、大学などの教育機関や研究機関、金融機関、自治体などが連携し、新技術や新事業の創出などに取り組むこと。

〔三次(救命)救急医療〕

初期、第二次救急では対応が不可能な重症患者に対応する高度な医療を提供する救急医療。青森県立中央病院救命救急センターが対応する。

〔事業承継〕

会社の経営を後継者に引き継ぐこと。

〔自助・共助・公助〕

自分で自分を助けること(自助)、家族、企業や地域コミュニティで共に助け合うこと(共助)、行政による救助支援(公助)で、主に災害時の対応などに使用される。

〔自転車安全利用五則〕

2007(平成19)年7月10日付け中央交通安全対策会議

交通対策本部(内閣府)で決定された自転車の通行ルール

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る

○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

○夜間はライトを点灯

○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

〔集落営農組織〕

集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織。

〔循環型社会〕

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。

〔生涯現役〕

健康上の問題で日常生活が制限されることなく、いつまでも住み慣れた地域で仕事や趣味、スポーツなどに親しみながら生きがいを持って健康に暮らすこと。

〔小児慢性特定疾病〕

厚生労働大臣が定める

- ① 慢性に経過する疾病であること、
- ② 生命を長期に脅かす疾病であること、
- ③ 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であることと全ての要件を満たす、18歳未満の児童等を対象とする疾病。

〔情報モラル〕

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

〔初期救急医療〕

入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療。青森市急病センターや、休日・夜間における在宅当番医・歯科医が対応する。

〔食育〕

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができると人間を育てること。

〔スクールカウンセラー〕

児童生徒、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアを行う、臨床心理に専門的な知識・技能を有する専門家。

〔スノーアクティビティ〕

スキー・スノーボードやスノートレッキングなど、雪を活用した遊びやスポーツのこと。

〔スポーツ医学〕

スポーツが人体の発達に及ぼす影響を研究し、健康の増進・競技者の健康管理などを講じるスポーツ医学を含めたスポーツを研究対象とする諸科学の総称。

〔スポーツツーリズム〕

スポーツを「観る」「する」ための旅行、スポーツを「支える」人々との交流などに加え、国際競技大会の招致・開催、合宿

の招致も含まれた、複合的でこれまでにない「豊かな旅行スタイルの創造」を目指すもの。

〔スマート農業〕

ロボット技術や情報通信技術等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業。

〔3R〕

3R(スリーアール)とは、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのR(アール)の総称。一つめのR(リデュース)とは、物を大切に使い、ごみを減らすこと。二つめのR(リユース)とは、使える物は、繰り返し使うこと。三つめのR(リサイクル)とは、ごみを資源として再び利用すること。

〔性的マイノリティ〕

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障がい者など心と身体の性が一致しない人)の頭文字をとったLGBTなど性的少数者のこと。

〔セルフケア〕

自分で自分の健康を管理すること。

〔全国ワースト4位〕

「市区町村別生命表」(2013(平成25)年7月厚生労働省)結果。



「総合型地域スポーツクラブ」

子どもから高齢者までさまざまなスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまでそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

「即時対応力」

区域内に居住し又は勤務することから、災害の際に即時に対応が可能なこと。

各行

「ダイオキシン類」

塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副生成物として生成される毒性が強い物質。

「第1次産業」

青森県市町村民経済計算の分類における、農業、林業及び水産業のこと。

「第3次産業」

青森県市町村民経済計算の分類における、卸売・小売業、不動産業及びその他サービス業などのこと。

「第2次産業」

青森県市町村民経済計算の分類における、鉱業、製造業及び建設業のこと。

「第1創業」

既に事業を営んでいる事業所の後継者などが業態転換や新規事業に進出すること。

「多文化共生」

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

「多面的機能」

農業・農村が有する国土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成などや、森林が有する温室効果ガス吸収源や土砂災害防止などの機能。

「地域医療支援病院」

紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が承認した病院。

「地域活動支援センター」

障がいによって働く事が困難な人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な情報提供や相談を受けられることで生活能力の維持や向上を図る福祉施設。

「地域」コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

「地域包括支援センター」

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、心身の機能の維持、福祉の相談、権利擁護、医療との連携など、必要な支援・援助を包括的に行う機関。青森市では、11箇所設置している。

「地域密着性」

消防団員は区域内に居住し又は勤務していることから、地域の人々や事情に通じていること。

「地区拠点区域」

公共交通の利便性が高く、かつ医療・商業等の都市機能が集積した区域で、今後、医療・商業等の地区の特性に応じた都市機能の立地の促進を図る都市機能誘導区域として位置づけた、「青森駅周辺地区」・「新青森駅周辺地区」・「操車場跡地周辺地区」・「浪岡駅周辺地区」の4地区と、現在、医療・商業等の都市機能が集積した区域で、今後、人口減少社会にあっても、本市の東部方面及び南部方面の生活拠点として、これらの都市機能の立地の促進を図る生活拠点区域として位置づけた、「造道周辺地区」・「浜田周辺地区」の2地区の6

この区域。

「地産地消」

国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されたものに限る）をその生産された地域内で消費すること。

「治水安全度」

洪水に対する川の安全度合いを確率で表すもので、例えば、10年に一度発生する洪水に対して安全な場合は「治水安全度1/10年」、100年に一度発生する洪水に対して安全な場合は「治水安全度1/100年」と表現する。

「中核市」

地方自治法に基づき、人口20万人以上の要件を満たし、都道府県から保健所の設置や都市計画などに関する権限の移譲を受けた都市。これにより自主的・自立的かつ効率的なまちづくりを進めることができる。

「長寿社会」

高齢社会の別称。平均寿命の延びが高齢者の死亡率低下（長寿）によるところが大きい側面を表す。

「地力」

その土地が農作物を育てる生産力。

「きっかけの場」

身近な地域で、高齢者の生きがいづくりや社会参加、閉じこもり防止等を目的に、体操や茶話会、レクリエーションなどの活動を定期的に行う交流の場。



【DV】
夫婦・恋人などパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力や、脅す、大声でののしる、無視するなどの精神的苦痛のほか、経済的苦痛や性的苦痛を与える行為もDVに含まれる。「Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス)」の略。

【都市機能】
都市の持つ機能の総称。主な機能としては、居住機能、商業機能、業務機能、工業機能、レクリエーション機能などがある。

【トップセールス】
一般的には、企業の社長自ら自社製品の特長や優秀性を宣伝し、積極的にセールスを行うこと。ここでは市長自らが地方の産物・産業を、他の国や地方へ売り込むこと。

ナ行

【t-CO₂】

温室効果ガスの量を二酸化炭素の重量に換算した単位で、「二酸化炭素トン」と称する。

【二次救急医療機関】

入院や手術が必要な重症救急患者に対応する医療機関。青森市民病院や浪岡病院などの救急病院が対応する。

【認定農業者】

農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画」を市に提出して認定を受けた農業者のこと。

【農業集落排水】

農村地域での生活雑排水やし尿を処理する施設(農村版下水道)。

【農商工連携】

農林漁業者と商工業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

【ノーマライゼーション】

障がいや病気のある人もない人も共に住み慣れた社会の中で普通の生活が送られるような条件を整え、共に生きる社会こそ普通(ノーマル)な社会であるという考え方。

ハ行

【バイオマス】

エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のことであり、再生可能エネルギーの一つ。

【ハザード情報】

地震、津波、大雨、洪水、土砂災害など危険災害から身を守るための情報。

【バリアフリー】

障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などをすべてを除去するという考え方。

【PCB(ポリ塩化ビフェニル)】

水にきわめて溶けにくい、熱で分解しにくい、不燃性・電気絶縁性が高いなどの性質を有する油状の物質で、電気機器(変圧器や蛍光灯安定器等)の絶縁油など様々な用途に利用されてきたが、人の健康や環境への有害性が確認され、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

【病院群輪番制】

救急車より直接搬送されてくる、又は青森市急病センターなど初期救急医療機関から転送されてくる重症患者に、地域内の二次救急医療機関が共同連帯して輪番で対応する制度。

【ブラッシュアップ】

現状の状態よりもさらにいい状態にすること。

【ブルーツーリズム】

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動のうち、特に漁村地域における活動。

【プロモーション】

消費者に製品やサービスを認識させ、購入してもらうための広告、広報などの情報発信や販売促進などの活動。

【ほ場】

作物を栽培する田畑。

【ホスピタリティ】

おもてなし。特に観光においては、観光客が安心して快適に過ごせるよう、事業者のみならず地域の人々が観光客にあたたかく接する精神。

マ行

【マーケティング】

消費者の意見や要望を商品などに的確に反映するため、消費者の動向や市場の情報を科学的に収集・分析すること。

**[MICE]**

企業等の会議 (Meeting)・企業などの行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)・国際機関・団体、学会などが行う国際会議 (Convention)・展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。

【埋蔵文化財包蔵地】

地中に埋蔵されている状態の文化財を「埋蔵文化財」と呼び、それが包含されている、及びその可能性のある土地や範囲のこと。

【メタボリックシンドローム】

内臓脂肪型肥満 (腹囲が男性85センチメートル以上、女性90センチメートル以上) に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を合わせ持った状態。

【モビリティ・マネジメント】

主な移動手段が自家用車となっている対象者に対し、公共交通利用による健康面、環境面、経済面などの視点での利点や移動実態に即した適切な公共交通に関する情報提供を行うことで、自動車利用から公共交通や徒歩・自転車への自発的な交通手段転換を促す取組。

ヤ行**【ユニバーサル社会】**

市民一人ひとりがお互いの違いや人格を尊重しつつ、それぞれが対等な社会の構成員として自立し支え合うとともに、すべての市民が持てる能力を最大限発揮できる社会。

【ユニバーサルデザイン】

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

【要員動員力】

多数の団員の動員が可能なこと。

【要保護及び準要保護児童生徒】

生活保護世帯 (要保護) 及び経済的理由により就学困難と認められる世帯 (準要保護) の児童生徒。

ラ行**【ライフスタイル】**

衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業、居住地の選択、社会との関わり方までを含む生活様式。

【リノベーション】

既存建物等を大規模に改修するなど、用途変更や機能の高

度化を図り、新しい価値を加えること。

【労働参加率】

15歳以上の人口のうち就業している人 (仕事を探している人を含む) の占める割合のこと。

【労働力人口】

生産年齢人口 (満15歳以上65歳未満) のうち、労働の意思と能力を持つ者の人口。就業者 (休業者も含む) と完全失業者の合計。

【6次産業化】

農林漁業者自らが生産だけでなく加工・流通販売を一体的に行ったり、農林漁業者と商工業者が連携して事業を展開する、農林漁業の可能性を広げようとする取組。

ワ行**【ワーク・ライフ・バランス】**

仕事と生活の調和。誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。

【Wi-Fi】

電波を用いて高速なデータ通信を行う通信技術で、複数のコンピュータや電子機器を相互に接続して通信ネットワークを形成する(WLAN)。

青森市総合計画 基本構想・前期基本計画

■発行年月日／2019（令和元）年9月

■発行／青森市

〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号

TEL 017-734-5163

URL <https://www.city.aomori.aomori.jp/>

■編集／青森市企画部企画調整課



Aomori City
Comprehensive Plan

青森市総合計画 基本構想・前期基本計画

2019 (令和元) 年9月

青森市企画部企画調整課

〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号

TEL.017-734-5163

FAX.017-734-5129

URL <https://www.city.aomori.aomori.jp/>



青森市